

令和 8 年度双葉町関係人口創出に向けた情報発信・共創促進等業務

公募型プロポーザル評価基準（第二次審査）

1. 企画提案書及びプレゼンテーションの総合評価点

評価項目	評価の着目点		評価点
	判断基準		
業務内容に対する企画提案	実施方針	<p>（様式第 5）</p> <p>業務の目的と背景を適切に理解し、町の復興過程や地域特性を踏まえた、関係人口の創出と定着に向けた方針が的確に整理されている場合に優位に評価する。</p> <p>【評価の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務の目的・内容を理解し、町の特徴・課題を踏まえた提案となっているか。 ・単発的なイベントや施策に留まらず、中長期的な視点での価値創出につながる方針が示されているか。 	10
	実施体制	<p>（様式第 5）</p> <p>配置する技術者の連携、人数、協力体制や工程管理など業務を遂行するうえでの確かな体制が確保されている場合に優位に評価する。</p> <p>【評価の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提案内容を実施できる人数の確保、体制の整備がなされているか。 ・町との打合せや問い合わせ等に迅速・柔軟に対応できる体制になっているか。 	15
	実施工程	<p>（様式第 5）</p> <p>業務量を適切に把握し、妥当性がある工程計画になっている場合に優位に評価する。</p> <p>【評価の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務全体のスケジュール案が具体的かつ明確に示されているか。 ・各事業間の連動性が考慮されているか。 	15
	特定テーマ	<p>（様式第 6）</p> <p>特定テーマに対する提案内容に説得力があり、新たな視点を含み、実現可能かつ効果的な提案となっており、わかりやすく提案されている場合に優位に評価する。</p>	

		<p>特定テーマ 1</p> <p>【評価の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各事業（サミット、メッセンジャーインレジデンス、ツアーモデル）について、役割や対象、位置づけが整理され、関係人口の創出・拡大や継続的な関係形成に寄与する全体設計となっているか。 ・ターゲットに気づきを与え、行動変容を促すのに効果的な目的やテーマ設定、内容となっているか。 	30
		<p>特定テーマ 2</p> <p>【評価の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サミットのテーマ設定、プログラム設計に一貫したメッセージ性や波及性があるか。 ・登壇者やプログラムに「話題性」だけでなく、参加者の価値観や行動に変化を生むような構成・演出の工夫が盛り込まれているか。 ・町民の想いや課題感に寄り添った設計とし、サミットで得られた示唆を町に反映する工夫がなされているか。 ・「場を作る」だけでなく、その場で生まれた興味関心をどう他の事業へ誘導するかアイデアや仕組みまで設計されているか。 	25
		<p>特定テーマ 3</p> <p>【評価の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町が活用可能な有償プログラムとして、想定される出口設計の方向性を町の現状や資産等を踏まえ提示されているか。 ・次年度以降の活用を見込み、本年度整理すべき論点が具体的に提示されているか。 	25
プレゼンテーション能力	<p>提案内容に係る説明が的確であり、提案における事業者の意図やアピールポイントをわかりやすく伝えられている場合に優位に評価する。</p> <p>【評価の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提案内容の構成、図解、言葉の使い方等が視覚的・論理的にわかりやすく説得力があるか。 ・プレゼンテーションがわかりやすく説得力があるか、また、審査委員の質疑に対して的確な応答であるか。 ・業務に対する十分な理解度、熱意及び意欲を持っているか。 	10	
評価点の合計			130

2. 参考見積額の評価点

評価項目	判断基準	評価点
参考見積額	参考見積額について次の式により評価する。 ただし、小数点以下四捨五入とし、参考見積額が契約上限額の 80% 未満の場合の評価点は 10 点とする。 評価点 = $(1 - A \div B) \times 50$ A : 当該参加者の参考見積額 B : 契約上限額	10

3. 総評価点

総評価点 = 企画提案書及びプレゼンテーションに対する審査委員の評価点の合計 + 参考見積額の評価点

4. 契約候補者の選定方法

契約候補者は総評価点の満点の 6 割以上の中から最も高い者とする。最高評価点の者が複数いる場合は、特定テーマの評価点の合計が最も高い者を契約候補者とし、特定テーマの合計点においても同点の場合は最も安価な参考見積額を提出した者を選定する。